

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による別所地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十二年八月十二日

鳥取県知事 平林鴻三

◇告示

字の区域の変更等

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良区の合併に伴う土地改良区の設立の認可

土地改良法による換地処分

土地改良事業計画の適否の決定（三件）

基本測量の終了

建築基準法による聴聞

告示

鳥取県告示第六百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定

字の区域を変更する 名 称	同上の区域（昭和五十二年五月十日現在の地番による。）
大字別所字丸山	大字別所字丸山のうち五七二の二の一部及び五七三の一部以外の区域、大字別所字机田のうち五七四の一部、五七五の一の一部、五七五の二、五七六の一、五七六の二、五七七の一の一部、五七八の一部、五七九の一の一部、五八三の一部、五八三の二、五八三の三から五八三の六までの一部、五八三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字別所字説り岩五八八の二の一部、五九一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字別所字説り岩	大字別所字丸山五七二の二の一部及び五七三の一の一部、大字別所字机田五七四の一部、五七五の一の一部、五七六の一、五七六の二、五七七の一の一部、五七八の一部、五七九の一の一部、五八三の一の一部、五八三の三から五八三の六までの一部、五八三の七、五八四の一部及びこれと一体をなす国有地

九、六〇〇の一、六〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五九八の一、五九八の六及び五九九と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字別所字居屋谷

大字別所字詰り岩五九八の一の一部、五九九の一部、六

〇〇の一、六〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五九八の一、五九八の六及び五九九と一体をなす国有地の一部、大字別所字居屋谷の全域並びに大字別所字二ノ居屋谷六〇七から六一二まで及びこれらと一体をなす国有地

大字別所字二ノ居屋谷

大字別所字二ノ居屋谷のうち六〇七から六一二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六一〇、六一四の一及び六一四の二と二体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称

大字別所字机田

鳥取県告示第六百二十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

箕輪屋土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 実 松 改 壽 西伯郡岸本町坂長八九二

吉 持 隆 德 一、三一七

長谷川 隆 一、八九四

監事 船 橋 敏 九一七

佐野川土地改良区
退任した役員の氏名及び住所

指定期日	名	称	所在地
昭和五十二年七月十八日	森本外科・脳神経外科医院	東伯郡東伯町大字 逢束一丁目二〇	

佐野川土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 小村 明 西伯郡岸本町坂長一、七五一

理事 大島 馨 "

福富 純 "

一、二六五
九二六の一
八五九

監事 德永庫男 "

昭和五十二年七月五日開催の総代会において、補欠選挙の結果当選し、昭和五十二年七月六日就任。任期昭和五十四年五月二十日まで

昭和五十二年七月九日付けで西伯郡岸本町大原五七九一一番地大原千町土地改良区設立委員野口敏智ほか十五人の者から申請のあつた大原千町土地改良区及び五ヶ井手土地改良区が合併して大原千町土地改良区を設立することについては、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十二条第二項の規定に基づき、昭和五十一年八月五日認可したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次とのとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡東郷町大字別所六八番地伊藤克己ほか十八人の者から同人が行う土地改良事業に係る別所地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

	理 事	船越禮次郎
"	星見 重藏	
変更後	変更前	鳥取市湖山町二八三六番地
鳥取市湖山町西二丁目五〇二番地	鳥取市湖山町三〇三八番地	

湖東大浜土地改良区

一 合併により設立する土地改良区

大原千町土地改良区

二 合併により解散する土地改良区

大原千町土地改良区

五ヶ井手土地改良区

鳥取県告示第六百二十五号

昭和五十二年七月八日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（福本地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十七号

昭和五十二年七月八日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（国光地區農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十六号

昭和五十二年七月八日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（大原地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終わった旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

鳥取市桜谷三三六番地
桜谷団地町内会 会長山本実

一 聽聞の日時及び場所

昭和五十二年八月十七日 午前十時から

鳥取市正蓮寺四二の一〇 鳥取銀行鳥取南支店二階会議室

二 事案の内容

建築基準法第四十八条第一項ただし書の規定により次の許可をしようとするものである。

1 申請者

鳥取市桜谷三三六番地

桜谷団地町内会 会長山本実

2 建築物の位置

鳥取市桜谷三八六番地

3 建築物の用途

集会場

4 工事種別

新築

5 建築の構造

木造

6 建築物の面積

建築面積 一二八・八四平方メートル
延べ面積 一二七・一九平方メートル

鳥取県告示第六百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第十項の規定により告示する。

昭和五十二年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三